

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例

令和八年三月三十一日

東京都条例第三十一号

(目的)

第一条 この条例は、東京都内の宅地開発における無電柱化を推進するために必要な事項を定めることにより、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 開発行為 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第四条第十二項の開発行為をいう。
- 二 宅地開発 居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為（法第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行うものに限る。）であって、道路の整備（次号の宅地開発区域に接する既存の道路の拡幅を除く。）を伴うものをいう。
- 三 宅地開発区域 宅地開発をする土地の区域をいう。
- 四 無電柱化 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱（鉄道及び軌道の電柱を除く。以下同じ。）又は電線（電柱によってのみ支持されるものに限る。以下同じ。）の宅地開発区域内における設置を抑制し、及び宅地開発区域内の電柱又は電線を撤去することをいう。

(電柱又は電線の設置の抑制及び撤去)

第三条 規制区域（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）において宅地開発をしようとする者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定める場合を除き、電柱又は電線を宅地開発区域内に新たに設置しないものとする。

- 2 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める場合を除き、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を撤去するものとする。

(実施計画の届出)

第四条 規制区域において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出なければならない。

- 2 規制区域外において宅地開発をしようとする者は、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について、知事に届け出ることができる。
- 3 前二項の規定による届出を行った者は、法第三十六条第一項の規定による届出の日までの間において、前二項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める変更該当するときは、この限りでない。

(調査等)

第五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について必要な報告を求め、又は当該者の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該宅地開発区域に立ち入り、調査させることができる。

- 2 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がない場合においては、当該者に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。
- 3 前二項の規定により宅地開発区域に立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第一項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(無電柱化の実施に関する助言及び指導等)

第六条 知事は、第四条各項の規定による届出を行おうとする者に対し、宅地開発区域内における無電柱化の実施について必要な助言をすることができる。

2 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出（同条第二項の規定による届出に係る同条第三項の届出を除く。以下この項において同じ。）を要する者から当該届出があった場合において、その内容が無電柱化を実施しない旨であるとき（規則で定める場合を除く。）は、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

3 知事は、第四条第一項又は第三項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がないときは、この条例の施行に必要な限度において、当該者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

4 知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なると認められるときは、当該届出を行った者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(公表)

第七条 知事は、第四条各項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項（次項において「公表事項」という。）を速やかに公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第四条各項の規定による届出の内容が事実と異なることが判明したときは、当該届出に係る公表事項を公表しないことができる。

3 知事は、前条第三項又は第四項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公表することができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電柱又は電線の設置の抑制の例外)

第三条 条例第三条第一項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げるときとする。

一 電柱を設置しようとする場合 次に掲げるとき。

イ 引込柱（宅地開発区域に接する既存の道路上の電線を当該宅地開発区域内に引き込み、無電柱化を実施するために設置する柱をいう。）を設置する場合で、当該宅地開発区域について無電柱化を実施するためにやむを得ないと認められる必要最小限のものを設置するとき。

ロ 次号イに該当し、やむを得ず電線を設置する場合で、当該電線を支持するために電柱を設置せざるを得ないとき。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

二 電線を設置しようとする場合 次に掲げるとき。

イ 電線を設置しようとする場所について、開発行為の実施と併せて当該電線を道路の地下に埋設することが当該道路の構造その他の事情に照らし技術上困難であると認められる場所であるとき。

ロ イに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

(電柱又は電線の撤去の例外)

第四条 条例第三条第二項に規定する規則で定める場合は、次に掲げるときとする。

一 宅地開発区域内に現に存する建築物に電力を継続して供給するため、宅地開発区域内に現に設置されている電柱又は電線を使用し続けることがやむを得ないと認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

(無電柱化実施計画届出書)

第五条 条例第四条第一項及び第二項の規則で定める日は、開発許可（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項に規定する開発許可をいう。以下同じ。）の申請書を知事に提出する日とする。

2 条例第四条第一項及び第二項の規定による届出は、無電柱化実施計画届出書（別記第一号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

一 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面

二 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類

三 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類

四 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

五 その他知事が必要と認める書類

3 条例第四条第三項の規定による届出は、無電柱化実施計画変更届（別記第二号様式）に、前項各号に掲げる書類のうち知事が必要と認めるものを添付して提出することにより行うものとする。

4 条例第四条第三項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 開発区域（第一項の申請書に係る都市計画法第四条第十三項の開発区域をいう。以下同じ。）の面積の変更

二 予定建築物等の用途の変更

三 工事施行者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び

代表者の氏名)の変更

四 工事着手及び工事完了予定年月日の変更

(調査の実施の通知等)

第六条 条例第五条第三項に規定する調査の実施の通知及び協力を得るための必要な要請は、別記第三号様式により通知することにより行うものとする。

2 条例第五条第三項の身分を示す証明書は、別記第四号様式によるものとする。

(無電柱化の実施に関する指導等の対象から除かれる場合)

第七条 条例第六条第二項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合であって、当該各号に該当するときとする。

一 条例第四条第一項の規定による届出を行う場合 次のいずれかに該当するとき。

イ 第三条第一号ロ又はハに該当するとき。

ロ 第三条第二号に該当するとき。

ハ 第四条第一号に該当するとき。

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、知事がやむを得ないと認めるとき。

二 条例第四条第三項の規定による届出を行う場合 前号イ、ロ又はニに該当するとき。

(公表)

第八条 条例第七条第一項及び第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く都民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 開発許可を受けた者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

二 開発区域に含まれる地域の名称

三 開発区域の面積

四 無電柱化の実施の有無

五 開発道路（宅地開発により整備する道路をいう。）及び無電柱化設備の管理の方式

六 無電柱化を実施しない場合にあっては、その理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第七条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 勧告の原因となった行為の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第九条 条例第七条第四項の意見を述べる機会（次項及び第五項において「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、条例第六条第三項又は第四項の勧告を受けた者に対して意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対して、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の原因となる事実

三 意見書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

- 3 前項の規定による通知を受けた者（第五項及び第七項において「当事者」という。）又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対して、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。
- 4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。
- 5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。
- 7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第七条第三項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

無電柱化実施計画届出書

受付番号（東京都使用欄）

年 月 日

東京都知事 殿

届出者（開発許可申請者）

住所〒

氏名

法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発許可申請に係る事項

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
予定建築物等の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅（一戸建て） <input type="checkbox"/> 専用住宅（共同住宅） <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 下宿 <input type="checkbox"/> 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの <input type="checkbox"/> その他（ ）
工事施行者の住所及び氏名	〒
工事着手及び工事完了予定年月日	工事着手： 年 月 日 工事完了： 年 月 日

開発許可を申請した区域における無電柱化に係る事項

無電柱化の実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する（地中化する。引込柱の有無： <input type="checkbox"/> 有（ 本） / <input type="checkbox"/> 無） <input type="checkbox"/> 実施する（非地中化により実施する。 <input type="checkbox"/> う回配線 / <input type="checkbox"/> 屋側配線）
	<input type="checkbox"/> 実施しない 理由（下記から選択。⑤の場合は具体的な理由を記載） <input type="checkbox"/> ①開発道路の掘削の深さが、無電柱化するには浅いため <input type="checkbox"/> ②開発道路の延長が、無電柱化するには短いため <input type="checkbox"/> ③開発道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ④既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を開発道路の地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ⑤その他（ ）
開発道路及び無電柱化設備の管理の方式	無電柱化する開発道路の管理区分： <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 無電柱化設備の維持管理： <input type="checkbox"/> 自治体移管 <input type="checkbox"/> 電線管理者管理 <input type="checkbox"/> 自治会管理

事務担当者の連絡先

住所及び氏名（法人の場合は事務所の所在地、名称及び所属）	電話
	メールアドレス（任意）

(裏面)

《添付資料》

無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面（配線計画平面図 標準横断図 その他）

電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類（協議記録簿 その他）

無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類

無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

その他※（）

※表面の「無電柱化の実施の有無」で「実施しない」とした場合には、実施しない理由を示す図面、写真等を資料として添付してください。

【留意事項】

- 1 下線を付した事項は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により公表します。
- 2 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により、知事は、本届出があったときは、公表事項を速やかに公表するものとしています。
- 3 本届出の内容は、条例の施行のほか、無電柱化の推進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付年月日	年 月 日	開発許可日	年 月 日
開発許可自治体		開発許可番号	
備考			

（表面）

無電柱化実施計画変更届（第 回変更）

受付番号（東京都使用欄）

年 月 日

東京都知事 殿

届出者（開発許可申請者）

住所〒

氏名

〔 法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

=====以下は、前回届出時から変更があった箇所のみ記載してください。=====

開発許可申請に係る事項

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を申請した区域における無電柱化に係る事項

無電柱化の 実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する（地中化する。引込柱の有無： <input type="checkbox"/> 有（ 本） / <input type="checkbox"/> 無（ ） <input type="checkbox"/> 実施する（非地中化により実施する。 <input type="checkbox"/> う回配線 / <input type="checkbox"/> 屋側配線）
	<input type="checkbox"/> 実施しない 理由（下記から選択。⑤の場合は具体的な理由を記載） <input type="checkbox"/> ①開発道路の掘削の深さが、無電柱化するには浅いため <input type="checkbox"/> ②開発道路の延長が、無電柱化するには短いため <input type="checkbox"/> ③開発道路の幅員が著しく狭く、電線を地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ④既に地下に埋設されている占用物件等が多数あり、電線を開発道路の地下に埋設する空間が確保できないため <input type="checkbox"/> ⑤その他（ ）
開発道路及び 無電柱化設備 の管理の方式	無電柱化する開発道路の管理区分： <input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道 無電柱化設備の維持管理： <input type="checkbox"/> 自治体移管 <input type="checkbox"/> 電線管理者管理 <input type="checkbox"/> 自治会管理

事務担当者の連絡先

住所及び氏名（法人の場合は事務所の所在地、名称及び所属）

電話

メールアドレス（任意）

(裏面)

《添付資料1》無電柱化を「実施しない」から「実施する」に変更したときのみ添付してください

- 無電柱化の実施に係る工事の内容を明示した図面（配線計画平面図 標準横断図 その他）
- 電線を管理することとなる事業者との協議の状況に関する書類（協議記録簿 その他）
- 無電柱化の実施に係る事業費の概算額に関する書類
- 無電柱化の実施に係る工程を明示した書類

《添付資料2》

無電柱化を「実施する」から「実施しない」に変更したときは、実施しない理由を示す図面、写真等を添付してください。

【留意事項】

- 1 下線を付した事項は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により公表します。
- 2 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第7条第1項の規定により、知事は、本届出があったときは、公表事項を速やかに公表するものとしています。
- 3 本届出の内容は、条例の施行のほか、無電柱化の推進に関する施策の実施に当たっての基礎資料及び連絡先として利用する場合がありますが、行政目的以外に利用することはありません。

【受付欄】

受付年月日	年 月 日	開発許可日	年 月 日
開発許可自治体		開発許可番号	
備考			

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

東京都知事

調査実施通知書

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第5条第3項の規定により、下記のとおり調査を実施するので通知します。

記

- 1 対象となる宅地開発区域
- 2 調査の実施予定日
- 3 調査を行う者の人数 名
- 4 必要となる書類
- 5 担当者及び連絡先

第4号様式（第6条関係）

（表）

第 号
調 査 員 証
所属部署名 職 名 氏 名 生年月日
上記の者は、東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例第5条第3項の規定に基づく調査の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）
東京都知事

大きさ 縦 5.5 センチメートル
横 9.1 センチメートル

（裏）

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和8年東京都条例第32号）（抜粋）
（調査等）
第5条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各項の規定による届出を行った者に対し、当該届出に係る宅地開発区域内における無電柱化の実施計画について必要な報告を求め、又は当該者の協力を得て、その職員又はその委任した者（以下「職員等」という。）に、当該宅地開発区域に立ち入り、調査させることができる。
2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による届出を要する者から正当な理由がなく届出がない場合においては、当該者に対し、前項の例により、報告を求め、又は職員等に調査させることができる。
3 前2項の規定により宅地開発区域に立ち入り、調査しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ調査の実施を通知し、第1項の協力を得るための必要な要請を行うとともに、調査の実施に際しては、身分を示す証明書を関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。